

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 八 月 二十 六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
どい医院	広島市東区戸坂大上四丁目一五―二六	令和 六・九・一
広島DS内視鏡・日帰り手術クリニック	広島市中区紙屋町二丁目二番二号紙屋町ビル三階	〃
わき外科日帰り手術クリニック	広島市西区横川町二丁目七番一九号横川メディカルプラザ六階	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 八 月 二 十 六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
澤田歯科医院	広島市中区新天地四―一〇	令和 六・八・一
すみれ歯科クリニック	広島市安佐南区八木二丁目六一三九―七	〃
川原歯科・矯正歯科クリニック	広島市安佐北区三入三丁目七番二四号	令和 六・八・一九
土田歯科医院	東広島市安芸津町三津四三八五番地一	令和 六・八・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 八 月 二十六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウォンツ沼田伴薬局	広島市安佐南区伴東七丁目六一番一号	令和 六・九・一
ププレひまわり薬局グラン春日店	福山市春日町五丁目三番二一号	令和 六・九・二
ザグザグ薬局 南蔵王3丁目店	福山市南蔵王町三丁目一六番三三号	令和 六・九・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 八 月 二十六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
温品調剤薬局	広島市東区温品六丁目一番一、二号	令和 六・八・一
くろせ薬局	東広島市黒瀬町南方八〇四―一	〃